

○根室市創生有識者会議開催要綱

根室市創生有識者会議開催要綱

平成27年4月24日
訓令第58号

(目的)

第1条 根室市における地方創生の推進にあたり、根室市創生総合戦略の策定、並びにその推進等に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、根室市創生有識者会議（以下、「有識者会議」という）を開催する。

(構成員)

第2条 有識者会議の構成員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者の中から、市長が選任する。

2 構成員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

(開催)

第3条 有識者会議の開催は、根室市創生総合戦略を検討する各段階において、市長が必要と認めたときに、必要な構成員を招集する。

2 検討に際して、市長が必要と認めたときは、議事に関係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

(調査委員会)

第4条 有識者会議の開催に必要な基礎資料の調製は、調査委員会を設け、その取りまとめを行うことができる。

2 調査委員会の構成は、有識者会議の各構成員が所属する団体から、別に推薦する委員をもって組織する。

3 調査委員会の開催は、総合政策部長が召集し、必要と認めたときは、調査等に關係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

(報償費)

第5条 構成員等の活動の実績に応じて報償費を支給する。

(庶務)

第6条 有識者会議に関する庶務は、総合政策室で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。